

**第4回「貸切バス運転者に対して行う指導及び監督の改正検討
ワーキンググループ」 議事概要**

【日時】平成28年12月15日（木）10:00～12:00

【場所】中央合同庁舎2号館地下1階 第2会議室B

【出席者】北島委員、高柳委員、堀野委員、藪委員、石川オブザーバー、勝又オブザーバー、長尾オブザーバー、山川オブザーバー

【議事概要】

■指導監督告示改正の概要報告について（資料1及び2参照）

○ドライブレコーダーを装着した貸切バスを保有している事業者が20時間以上の実技を行う場合にあっては、ドライブレコーダーの装着された貸切バスを優先的に使うよう運用すべき。

○実技訓練の実効性を高めるため、業界として、指導員の教育に取り組むべき。

■ドライブレコーダーを活用した指導・監督マニュアルについて

（資料4、5及び6参照）

○ドライブレコーダーの映像の確認に加え、添乗指導をきちんと行うことで信号無視を行う傾向にあるかを含めた運転者の「くせ」を確認し、運転者を指導することが可能となる。

○ドライブレコーダーの映像以外にも、燃費などの記録をデジタル式運行記録計により確認することで運転者の「くせ」を把握することができるのではないか。

以 上